

四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 令和5年度実績

- 基本方針1 多様な子育て支援の充実
- 基本施策1. 就学前の教育・保育の充実
- 基本施策2. 地域における子育て支援の充実

- ◎1施策
- △27施策
- 0施策
- ×1施策

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載（各担当課の評価は「評価の根拠」に記載）

第2期子どもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
1	1.	(1)教育・保育の提供体制の確保	①教育・保育の提供	待機児童の状況に加え、国の幼児教育・保育の無償化の動向等を注視し、保育所の設置等、必要に応じた整備を実施します。	保育課	新たな小規模保育事業所2か所、認定こども園1園（幼稚園からの移行）の整備及び既存保育所等定員増加により、136人の保育定員を確保することができました。	有	○	保育定員の増加により、令和6年4月1日時点において待機児童数を0人とすることができたため。	継続	今後も保育ニーズの状況を踏まえ、待機児童が発生しないよう計画的かつ効果的な対応を図ります。
1	1.	(2)教育・保育の一体的提供	①認定こども園の普及	認定こども園への移行に係る支援制度の紹介や必要な支援を行うことで、園が抱える疑問点や不安の解消を図り、私立幼稚園からの移行を促進します。	保育課	市が主催する私立幼稚園全園会議において、認定こども園への移行に関する資料を配布し、市内幼稚園6園に対し支援制度について説明しました。	—	○	令和6年4月1日から1園認定こども園へ移行したため。	継続	今後も積極的な情報提供により私立幼稚園の認定こども園化を促進していきます。
1	1.	(2)教育・保育の一体的提供	②保幼小連携・接続の推進	教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう指導のあり方の共通理解などを図ります。また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会で円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動の充実を図ります。	保育課	子ども・子育て支援法に基づく指導監査において、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第11条に定める小学校等との連携が図られているか確認しました。 ・指導対象：市内保育所等：22か所（うち連携状況に改善を要するもの：0件）	—	○	【保育課：○】計画どおり事業を実施することができたため。	継続	今後も指導監査の実施により、教育・保育施設と小学校等との密接な連携を維持します。
					指導課	教育・保育の連続性や一貫性の確保に向け、子どもの成長に関する情報交換や教職員の交流の機会として、7月に「保幼小連携教育研修会」を開催しました。 ・参加対象：保育所（園）の保育士、幼稚園、小学校の教諭	—	—	【指導課：○】研修会において、教育・保育の連続性を頭に置き、保幼小それぞれの時期に育成する力の指導方法等を周知することができたため。	継続	教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、小学校への円滑な接続ができるよう、指導のあり方等の共通理解を図ります。また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修等で円滑な接続の重要性を捉えるとともに交流活動を充実していきます。
1	1.	(3)幼児教育・保育の質の確保	①教育・保育施設等への指導等	子ども・子育て支援法に基づく指導監査及び児童福祉法施行令に基づく保育所等に対する行政指導監査を実施し、法令の基準を満たしているかどうかについて定期的に実地検査を実施し指導を行います。	保育課	子ども・子育て支援法に基づく指導監査については、市内保育所等22か所を対象に、児童福祉法に基づく指導監査については、市内小規模保育事業所9か所を対象に、それぞれ実施しました。（うち教育・保育の質について改善を要するもの：7件 ※全て改善済み）	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	今後も法令に基づく指導監査を定期的に実施することで、幼児教育・保育の質の確保に努めます。
1	1.	(3)幼児教育・保育の質の確保	②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	保育士の処遇改善等による必要な職員の確保及び教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・派遣等により職員の資質・専門性の向上に努めます。	保育課	保育人材の確保と定着を図るため、保育士及び保育教諭に対する補助金を、私立保育園等32か所に交付しました。 ・交付金額：108,108,000円 また、私立幼稚園が実施する教育研究大会等に対し、幼児教育振興費補助金を交付しました。 ・交付金額：720,000円 ・交付対象：四街道市学校法人立幼稚園協会 加えて、幼児教育アドバイザーの派遣事業（県事業）について、市内教育・保育施設等への周知を行いました。	—	○	概ね計画どおり事業を実施することができたため。	継続	補助事業の継続により幼児教育・保育を振興するとともに、幼児教育アドバイザーの派遣事業（県事業）について、市内教育・保育施設等への周知を行います。
1	1.	(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化	3～5歳及び低所得世帯の0～2歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの保護者に対し、その利用料の無償化を行います。（施設等利用給付のうち新制度へ移行していない幼稚園の月額保育料等は現物給付で行います。その他の給付については償還払いで行います。）	保育課	特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園・認可外保育施設等）を利用する児童の保護者に対して、無償化対象となる利用料等の相当額を支給しました。 ・支給延人数：15,593人 ・総支給額：315,573,707円	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	継続して対象者への支給を実施します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
1	1.	(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	②実費徴収に係る補足給付事業	各施設事業者において実費徴収を行うことができるかとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等を対象に費用の一部を補助します。	保育課	年収360万円未満相当の低所得者、第3子以降及び生活保護法による被保護世帯等を対象に、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで経済的支援を行うことができました。 ・支給件数：82件 ・支給額：828,835円	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	継続して対象者への支給を実施します。
1	1.	(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	③多様な事業者の参入促進・	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動であって、地域において重要な役割を果たしていると認められる事業者の利用者に対し、当該事業における利用料の一部を補助します。	保育課	対象事業の利用者6人に対し、利用料の一部を補助しました。 ・支給件数：72件（6人×12か月分） ・支給額：1,440,000円（72件×20,000円）	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	今後も継続して対象者への補助を行うとともに、必要に応じて対象事業に対する指導を実施します。
1	2.	(1)相談体制・情報提供の充実	①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。	保育課	子育てコンシェルジュを配置することで、保護者のニーズに合わせた適切な相談・支援を行うことができました。 《窓口受付件数》 ・保育関係：3,050件 ・こどもルーム関係：730件 ・幼稚園関係：505件 ・ファミサポ・支援C関係：185件 ・子育て支援関係：742件 ・他課関係：93件 ・その他：341件 ・合計：5,646件	有	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	継続して保護者に寄り添った相談・支援を行います。
1	2.	(1)相談体制・情報提供の充実	②子育て支援情報の充実	各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布するとともに、スマートフォンやタブレットからもアクセスしやすい電子書籍版を公開します。市のホームページにおいては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。	子育て支援課	平成27年6月に開設した、子育て応援サイト「すくすく」の情報更新を行いました。 ・サイト訪問者数：13,617人 子育て情報ブック「すくすく」の改訂版を作成し、関係機関や子育て世帯に配布することが出来ました。	—	○	計画していた事業を実施することができたため。	継続	子育て応援サイト「すくすく」による情報提供は、事業者からの無償でのサービスの提供が終了予定のため事業の廃止を検討しますが子育て情報ブック「すくすく」の配布やホームページ等においてわかりやすい情報発信に努めます。
1	2.	(1)相談体制・情報提供の充実	③保健センター等における相談体制の充実	子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、気軽に相談できる場として周知を進めます。また、親の子育てへの負担感や子どもの発達への不安がある等、継続した支援が必要な場合には、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。	健康増進課	月曜日から金曜日の平日8時30分から17時15分の間、保護者からの育児相談を電話にて受け付けています。相談の内容は例年通り身体面・栄養面が多く寄せられていますが、精神発達・言葉の相談の割合も例年より多くなっています。相談件数は前年度より増加がみられ育児負担や生活習慣に関する相談は増加しています。匿名の相談が基本ですが、必要に応じて相談者の許可のもと地区担当保健師による支援につなげています。 ・相談延人数：165人 ・相談件数：215件	—	○	相談件数は前年度より増加しており、気軽に相談ができる場として十分に機能しているため。	継続	相談事業を継続して行います。SNSなどで情報が入手しやすい半面、多様な情報を取捨選択することが難しい現代、専門職による子育て相談の必要性は高いと考えます。
1	2.	(1)相談体制・情報提供の充実	④家庭児童相談	家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。	子育て支援課	家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭からの相談に応じました。また、臨床心理士による面接を実施し、心の問題に対する援助が図れました。 ・家庭児童相談件数：417件 ・臨床心理士面接件数：2件	—	○	計画していた家庭におけるさまざまな相談に応じることができたため。	継続	親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を取り入れ、さまざまな問題を抱える家庭からの相談に応じ、支援の充実に努めます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	①時間外保育事業	市内保育所等全園において、7時～19時(1園は20時)までの延長保育を実施します。	保育課	市内保育所等全園において、7時～19時(一部は20時)までの延長保育を実施しました。	有	○	市内保育所等全園において延長保育を実施したため。	継続	継続して延長保育を実施します。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	②休日保育の実施	日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育の実施に向けて、体制を整備していきます。	保育課	休日保育を実施する園に対し、運営費の支給を行いました。また、新設保育所の公募に当たり、同事業の実施を加点要素としました。 ・実施園:1園 ・利用延人数:41人	—	○	休日保育の実施を推進するとともに、実施園を支援したため。	継続	休日保育を実施する園の支援をします。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	③一時預かり(幼稚園等における園児の預かり保育)	私立幼稚園等が行う教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり(預かり保育)の支援を行います。	保育課	幼稚園においては夏季等長期休業期間中の、認定こども園においては通常の教育時間の前後の一時預かり等について充実を図るための補助を行いました。 ・補助額:12,307,265円	有	○	幼稚園及び認定こども園の経営について、経済的負担を軽減し、充実した幼児教育を実践することができたため。	継続	引き続き幼稚園及び認定こども園に対して補助を行います。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	④一時預かり(保育所等の一時保育等)	公立保育所2園において一時保育を実施するとともに、私立保育園が行う一時保育事業を支援します。 3市連携による相互利用も継続します。	保育課	一時預かり事業の充実を図るため、私立保育園5園に対し補助金を交付しました。また、新設保育所の公募に当たり、同事業の実施を加点要素としました。 ・交付金額:13,817,568円	有	○	目標を下回る利用人数となったものの、これまでの実施園の確保に伴う提供量増加の一方で利用人数が減少していることから、ニーズ自体の減少に要因があり、それに対する提供量の確保はできていたと考えるため。	継続	今後も補助事業により一時預かり事業を支援するとともに、新設園等に同事業の実施を働きかけます。 (令和6年4月1日開所の実施園1か所を確保済みです。)
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	⑤地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	市内保育所等で地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業を運営・運営支援するとともに、未実施園、新設保育園に対し、同施設の併設を働きかけます。	保育課	地域において子育て、親子の交流等の充実を図るため、私立保育園12園に対し補助金を交付しました。また、新設保育所の公募に当たり、同事業の実施を加点要素としました。 ・交付金額:76,977,902円	有	○	継続的な補助金交付と実施の働きかけを行ったため。	継続	今後も補助事業により子育て支援センターの運営を支援するとともに、新設園等に同施設の併設を働きかけます。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	⑥病児・病後児保育の充実	病気や病気回復期の乳児～児童を対象とした病児・病後児保育について、運営事業者と連携し、体制の充実に努めます。	保育課	市内医療機関への事業委託により病児・病後児の保育を行いました。が、保育士の不足により、6月1日から事業を休止したため、受入可能人数が目標値を下回りました。 ・利用児童数:病児3人、病後児0人 ・受入可能人数:病児120人、病後児120人	有	×	6月以降に事業を休止したため。	継続	運営事業者との連携により事業を安定的に運営するための調整を行います。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	⑦子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事の都合などにより児童の養護が一時的に必要となった場合などに、児童を児童養護施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業を実施します。	保育課	民間事業者への事業委託により、対象児童の短期入所を実施しました。 ・利用延人数:81人	有	◎	利用延人数が目標値を上回ったため。	継続	引き続き、民間事業者への事業委託により、児童の短期入所ニーズを充足します。
1	2.	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	⑧私立幼稚園等特別支援教育運営費補助	特別支援を要する子どもを受け入れている市内幼稚園等に対して、特別支援教育運営費を補助します。	保育課	特別支援を要する児童を受け入れている幼稚園及び認定こども園に対して、補助を行いました。 ・対象者:58人 ・補助額:特別支援を要する市内在住園児1人あたり在籍月数に応じて5,000円、計3,375,000円	—	○	幼稚園及び認定こども園の経営について、経済的負担を軽減し、充実した幼児教育を実践することができたため。	継続	引き続き幼稚園及び認定こども園に対して補助を行います。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	①地域における子育ての推進	子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。 また、子育てに関するボランティアを派遣する社会福祉協議会の活動を支援します。	政策推進課	コラボ四街道で採択された3団体のうち、子育てをサポートする市民活動団体1団体の支援を実施しました。	—	○	【政策推進課:○】令和5年度のコラボ事業において、子育てをサポートする市民活動団体を支援したため。	継続	今後も継続して子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。
					社会福祉課	ボランティアセンター運営事業に対し、運営費の一部を補助することで、活動の支援を行いました。ボランティアセンターでは、毎年講座内容を変更しているため、令和5年度は子育てに関する講座は行われませんでした。	—	—	【社会福祉課:△】子育てに関する講座を実施しなかったため。	継続	毎年度の講座内容は、ボランティアセンターの検討会議で検討しています。開催回数が0回の理由は、子育てに関するボランティア講座の要望がないためですが、子育て関連のボランティア登録者数は多く、ニーズもあります。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	②PTA地域活動の支援	教育に関する地域課題を話し合う場として、PTA地域活動を支援します。 市PTA連絡協議会の運営費補助などにより、活動を支援し、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。	社会教育課	定期総会、各種会議、スポーツ大会等を開催しました。 理事会(年2回)、小中学校会長会(7回)、バレーボール大会、ソフトボール大会、その他関連事業(県・郡PTA事業への参加)を行いました。	—	○	計画していた事業について、全て開催することができたため	継続	引き続き、PTAと連携を図り、家庭及び地域の教育力向上に努めていきます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
1	2.	(3)子育て支援力の強化	③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けた人（依頼会員）をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。 相互援助活動が有効に行われるよう市政だよりやリーフレットの配布による広報活動を継続するとともに、研修の実施により提供会員の知識の向上に努めます。 また、3市連携による相互利用も継続します。	保育課	広報活動や研修等の実施により、援助活動の体制を整備しました。 また、連携市間で活動等の情報共有や合同でウェットティッシュを作成し、広域連携を進めることができました。 ・会員数：1,172人（提供会員175人、依頼会員910人、両方会員87人）	有	○	目標を下回る利用延人数となったものの、提供会員を増加することができたため。	継続	引き続き、市政だよりやリーフレットを活用した広報活動により提供会員の増加に向けた働きかけを行います。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	④高齢者との交流	高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れるなど、個人情報の保護や子どもの安全を図りながら、世代間交流の場を設けます。	保育課	《中央保育所分園》 社会福祉法人双樹会地域密着型特別養護老人ホーム リバーサイドの利用者を、10月に行われた運動会（みそら小学校と合同）に招待し交流を図りました。 《千代田保育所》 自然同好会のメンバーと一緒に公園の樹木の木札を製作し、交流しました。	—	○	2施設で高齢者等との交流が図られたため。	継続	保育に支障のない範囲において、高齢者との交流を積極的に推進していきます。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。 また、親子が地域で孤立することがないよう、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。	子育て支援課	四街道市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、児童センター2か所を運営しました。児童に遊び場を提供するとともに、児童の健全育成に関する各種事業を実施しました。 《0～2歳児（一部3歳児含む）とその保護者を対象とした事業》 ・総合福祉センター：87回開催、参加延人数1,755人 ・南部総合福祉センター：104回開催、参加延人数2,914人	—	○	通常通り実施することができたため。	継続	感染拡大状況に配慮しつつ、親子間や地域との交流を促進します。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	⑥子育てサロンの充実	地区社会福祉協議会が、市内4地区4か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラム、遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。 また、新たな開催場所の検討や担い手の確保に対する取り組みについても支援を行います。	社会福祉課	おもちゃの消毒等の感染症対策を講じながら、乳幼児と保護者の居場所提供として開催しました。 ・サロン数：5か所 ・開催数：73回 ・参加延人数：780人	—	○	感染対策を講じたうえで、令和4年度を上回る5地区で開催することができたため。	継続	コロナ禍の休止期間の影響で参加者数の減少が課題となっているサロンがあります。小学校や子育て支援センター等にチラシを配布をし、必要な方に情報を届けられるよう広報活動を行います。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	⑦公民館における子育て教室	遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、主に2・3歳児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。 また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるよう工夫します。	社会教育課	各公民館で子育て教室を実施し、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるような講座を開催しました。 ・四街道公民館：2、3歳児ひよこ教室（計7回） ・千代田公民館：親子リトミック教室（計7回）	—	○	計画をしていたすべての事業を実施することができたため。	継続	引き続き、各公民館で子育て教室に関する事業を企画し、開催できるよう努めていきます。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	⑧家庭教育の支援	小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。 また、地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTA等と連携し、家庭の教育力を高めます。	社会教育課	就学時健康診断時及び中学校入学説明会時に、家庭教育の重要性に関する子育て学習講座を開催しました。 ・子育て学習講座：14回 ・資料配布：3校	—	○	就学時健康診断の待ち時間等を活用し、家庭教育の重要性について周知することができたため。また、開催できなかった学校では、家庭教育に関する資料を配付したため。	継続	引き続き、家庭教育の重要性について周知していきます。
1	2.	(3)子育て支援力の強化	⑨民生・児童委員活動の充実	相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。	社会福祉課	民生委員・児童委員の活動に対して補助金を支給し、活動を支援を支援しました。 ・相談、支援件数：1509件 ・うち子どもに関すること：323件	—	○	前年度に比べ相談支援件数が10%増加、子どもに関する相談支援件数が59%増加したため。	継続	引き続き民生委員活動の支援を行います。欠員地区の補充に取り組みます。

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 令和5年度実績

- 基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり
基本施策1. 母子保健の充実
基本施策2. 小児保健医療体制の充実

- ◎ 0施策
△ 24施策
○ 0施策
× 0施策

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載（各担当課の評価は「評価の根拠」に記載）

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果			②令和6年度予定		
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	①利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）	母子健康手帳の交付時に専門職による全数面接を実施し、妊娠期から子育て家庭が抱える課題を把握するとともに、妊娠・出産から産後までの切れ目のない子育て支援の起点とします。家庭環境や出産、子育てへの不安など、個々の状況に応じた支援計画の作成等を行い、各種母子保健事業、子育て支援事業との連携を含めた支援を包括的に進めます。	健康増進課	妊娠届出数は629件、うち611件に関しては母子手帳発行時に保健師および助産師が妊婦と面談を行い、出産に向けての不安や支援者などの把握と利用可能なサービスの紹介を行いました。委任状で母子手帳交付を行った18件については、17件が後日訪問もしくは保健センターで妊婦本人と面接を行い、1件が面談前に転出し、転出先で面談できるよう引継ぎを転出先の保健師に行いました。面談でハイリスクと判定された場合には妊婦支援会議でプランの作成、妊婦評価会議でプランの実施の評価や修正を行いました。 ・妊婦支援会議：15回 ・妊婦評価会議：13回 伴走型相談支援に伴い、妊娠後期のアンケートの送付、希望者との妊娠後期面談を行いました。 ・妊娠後期アンケート：送付件数618件、回答件数420件（回答率68.0%） ・妊娠後期面談：30件（対面24件、電話6件）	有	○	妊娠届出で面接できなかった妊婦は転出などの理由があり、面接が必要な妊婦全員と面接することができているため。支援が必要と判断された妊婦には支援会議や評価会議で支援プランを立案し個別に対応することができている。ローリスクと判断された妊婦に対しても妊娠後期に面談希望の有無を確認することで、希望する人が面談を受ける機会を作ることができました。	継続	妊娠届出の全数面接を行い、妊婦が孤立することなく出産に向かうことができるよう支援の提案や利用に向けての相談を行います。こども家庭センター開設やサポートプランの手交についても現在行っている支援がより充実する結果となるよう組み込んでいきます。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	②パパ・ママルームの充実	初妊婦とそのパートナーを対象に、周産期の健康づくりと子育てについて、体験実習を含む教室を行います。働く妊婦とパートナーが参加しやすいよう土日を中心に開催し、男女ともに産後の育児がイメージしやすい内容の工夫に努めます。また、パパ・ママルームで共に学び交流した人たちが出産後、子どもを連れて集まり、子育ての情報交換や、初めて親になる人への支援、仲間づくりなどを行う場として、OB会を同日開催します。	健康増進課	初妊婦とそのパートナーを対象に、半日のクラスを計9回実施しました。 ・参加実人数：253人（父125人、母128人） コロナ感染防止のため中止していた妊婦体験やグルーブワークを再開し（OB会は未開催）、以前より1時間長い開催時間となったが、参加者のアンケート結果から91.4%の方が時間はちょうどよいとの回答が得られました。終了後のアンケートでも、体験型の実習は満足度が高くなっています。	有	○	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年から1日で半日コースを午前午後開催していましたが、令和5年度からは定員を増やし、午前みの半日コース開催としました。ただ、参加内訳をみると回数は減少しましたが初妊婦、ハイリスク初妊婦の参加率は50%を超え過去5年で最も高い参加率であったことから回数が減少したことによる影響は少ないと考えます。	継続	初妊婦とそのパートナーを対象に、体験型の実習を取り入れた半日のクラスを計9回実施する予定です。妊婦の体調を考慮するとこれ以上開催時間を長くできないこと、先輩父母と交流という方法でなくても参加者が産後の育児がイメージを持ってもらうことができるのでOB会は開催しない予定です。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	③産後早期の支援体制の充実	妊娠中から産後にかけて身近な支援者がいない母子の心身の回復と安定を促進し、母親の育児不安の解消とセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が安心して子育てができるよう、産前及び産後早期の支援体制の充実に努めます。	健康増進課	育児への強い不安や家族等の支援者がいない、産後3か月以内の母子を対象に宿泊型・日帰り型の産後ケア、産後6か月以内の母子を対象にした訪問型の産後ケアや通所型のリラママを実施しました。また産後1年以内の母子を対象としたかるがも（乳児の親支援グループ育児相談）、多胎児を対象としたさやえんどう（多胎児育児グループ）を実施し、育児負担や不安の軽減に努めました。 ・リラママ：利用産婦延18人 ・産後ケア：申請48件 宿泊型利用産婦延55人 日帰り型利用産婦延4人 訪問型利用産婦延70人 ・かるがも：利用産婦延67人 ・さやえんどう：参加者数延95人	—	○	令和5年度もリラママは定員を3組、かるがもは引き続き予約制としましたが、さやえんどうは予約制をやめて実施しました。これらの通所型事業の利用者は横ばいですが、産後ケアのニーズは年々高くなっており、休息を目的とした利用が増えています。特に宿泊型は前年度の2.5倍と顕著な増加が見られました。また「念のため」の申請も多く、「いつでも必要を感じた時に利用できる体制づくり」が退院後の育児不安の軽減につながっているのではないかと考えます。	継続	育児不安や負担の軽減のため、リラママ・かるがも・さやえんどうを継続して実施します。産後ケアについては、希望する方が、必要な時に利用出来るように、宿泊型・日帰り型の契約医療機関を増やし実施します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	④乳児家庭全戸訪問(こんには赤ちゃん)事業	主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、より良い子育てのスタートができるよう支援します。	健康増進課	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減できるように相談に応じました。妊娠期から子育て支援の情報を提供したことで、スムーズに子育てをスタートできるように支援しました。 ・乳児全戸訪問実人数：600人	有	○	家庭の状況に合わせた訪問や母親の支援をすることで、各家庭に合わせた産後の資源利用に繋げ、継続的な支援をする事ができたため。	継続	各家庭に合わせて状況確認しながら、必要とされるサービスの情報提供を早期に行えるようにしていきます。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	⑤乳幼児相談	3～4か月児相談、8か月児歯離乳食教室では、発達発育を確認すると共に、月齢に合わせた正しい知識を提供します。また、問診票などから早期に保護者の子育ての不安や負担感を把握し、必要な場合には、グループ形式による相談支援につなげるなど、虐待予防や子育て支援に努めます。各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目のない継続的な支援に生かします。	健康増進課	個別での相談と集団指導の場を設け、保護者の育児不安・負担の軽減を目的として、月ごとに対象者をわけて乳児相談を実施しました。3～4か月児相談未受診者は個別に勧奨を行い、入院中等の例外を除き全員目視できるようにしました。8か月児相談は問診票などから子育ての不安や負担を把握し個別相談を実施しました。 ・3～4か月児相談：599人 ・8か月児歯・離乳食教室：507人	有	○	集団指導や個別相談を合わせて行い、必要に合わせて別の事業に繋げていくことができたため。	継続	集団での乳児相談を実施します。保護者に対して必要な情報を提供する場を増やして、育児不安の軽減を目指していきます。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	⑥乳幼児家庭訪問	複雑な問題を抱える家庭やつらい子育てになっている家庭、ネグレクトなど虐待につながる要因があり継続支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携して同行による訪問などを行い、早期の支援に努めます。また、精神科医、心理士等のスーパーバイズによる関係職員の資質・支援技術の向上に努め、多角的に支援できるようにしていきます。	健康増進課	育児不安や育児負担が大きい家庭、家族問題を抱える家庭等に、虐待予防と子育て支援の目的で家庭訪問を行いました。必要に応じて、子育て支援課、児童相談所、病院等の関係機関と連携を図りながら実施しました。また、市内子育て支援関係職員の資質向上と連携のためにおやこの支援勉強会を3回実施し、そのうち1回をZoom併用開催としました。 ・家庭訪問数：266人 ・おやこの支援勉強会参加延人数：64人	—	○	周産期支援策の充実により、家庭訪問件数は減少したものの、育児不安や育児負担が大きい家庭、家族問題を抱える家庭等に必要時訪問を行い、関係機関と情報を共有し、連携を図れたため。	継続	孤立している家庭の増加が考えられます。今後も訪問を通して虐待予防と子育て支援を実施します。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	⑦こころの健康づくり	乳児家庭全戸訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。また、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の心理相談や、小児精神科医及び臨床心理士による相談事業を実施し必要に応じて継続した支援を行います。	健康増進課	乳児家庭全戸訪問にて産後うつ状態の把握、乳児相談・幼児健康診査の問診票から保護者の心身の状態を把握し、面接相談時に支援を行いました。また、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の臨床心理士による心理相談や、おやこカウンセリング事業を実施し、必要に応じて継続した支援を行いました。 ・おやこカウンセリング相談件数：101件 ・おやこカウンセリング来所者総数：246人	—	○	妊娠期から子育て期まで継続的に支援を行い、必要時相談事業等へつなぐことができています。	継続	妊娠届や赤ちゃん訪問、産後ケア(利用者)、相談・健診にて支援を行います。その中で、専門職より必要な相談事業等へつないでいきます。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	⑧ことばの相談事業	ことばの遅れやコミュニケーション・行動などの育ちに心配のある幼児並びにその保護者に対する個別相談を行うとともに、児童発達支援施設及び関係機関との連携や、保育所等への派遣依頼での相談に言語聴覚士等が対応します。また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、保育所等、病院など関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上に努めます。	健康増進課	年間の個別相談延数は、前年度よりも増加しています。個別の面接だけでなく、ケースの状況や必要性に応じて電話相談や、依頼を受けて保育園・幼稚園への派遣依頼相談も行いました。 ・個別相談実数：94件(新規56件)/延数421件 ・総利用者数：966人 ・電話相談件数：128件	—	○	市民からのニーズに応じて個別相談、必要性に応じて他機関との連携を行うことで、対象児に関連する様々な問題の軽減をはかることができたため。また、同時に保育園や幼稚園への訪問等を実施することで、対応等に苦慮している保育士等支援者への支援を行うことができたため。	継続	新規の相談に関しては、市民からのニーズに合わせてタイムリーに相談が行えるよう調整します。継続支援については相談時間の確保が難しい状況にあり、経過観察の合間に電話で状況確認を行っています。児や家族の状況に合わせて必要時間関係機関と連携を図り、幅を広げた支援を行います。
2	1.	(1)妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	⑨保健推進員活動の充実	地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロン、幼児健康診査や保育所等における食育活動など、保健推進員の活動を支援します。また、保健推進員に子育て支援関係の研修の機会を提供し、知識の向上に努めます。	健康増進課	わろうべの里で行われている地域の子育てサロンや幼稚園にて食育劇を実施することができました。幼児健診での食育活動としては、令和2年度に各地区の食育劇を撮影したものを、3歳6か月児健診にて映像を流す形で食育を実施しています。	—	○	地域の子育てサロンや幼稚園での食育活動ができたこと、幼児健診では、映像を用いて食育活動ができたため。	継続	子育てサロンや幼稚園、保育所等での食育活動の依頼があった際は、保健推進員の活動を支援していきます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	①妊婦一般健康診査	公費負担で14回までの妊婦一般健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票の活用を促し、妊婦・胎児の健康確保を進めます。 また、里帰り出産への対応として、県外の医療機関とも可能な場合は契約事務を行い、妊婦の経済的負担軽減に努めます。	健康増進課	公費負担による妊婦一般健康診査を対象者全員に実施しました。(1人上限14回) 出生後間もない時期に新生児聴覚スクリーニング検査を助成する事業を実施しました。(初回検査に要した費用のうち上限3,000円) 14回分を超えて自費で健診を行った多胎妊娠に対して健診費用の一部を助成する事業を実施しました。(上限5回まで、1回4,500円以内) 令和5年度より、産後2週間と1か月の計2回の産婦健診について、健診費用を助成する事業を開始しました。(1回上限5,000円) 《妊婦健康診査》 ・受診延件数: 7,696件 ・受診率: 87.4% 《新生児聴覚スクリーニング検査》 ・受検者数(助成数): 605件 ・受検率: 91.3% 《多胎妊娠の健康診査助成》 ・受診件数: 0件 《産婦健康診査》 ・産婦数: 654人 ・受診実人数: 552人 ・受診率: 84.5%	有	○	定期的な健診や検査等を実施することで、妊婦と胎児の健康状態を確認し、病気を早期発見し、母子が心身共に健やかな妊娠～産後の期間を過ごす等健康管理の向上に努めたため。	継続	妊婦が安心して妊娠を継続し、出産後も切れ目ない支援を行うことができるよう、妊娠届出時に各健診や検査の事業について説明し、各受診票の使用を促します。また、里帰り出産の契約や償還払いの手続きについても、丁寧な説明を行います。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	②妊婦禁煙教育の実施	妊娠初期から妊婦とその家族を対象に、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。 また、受動喫煙が妊産婦や乳幼児へ及ぼす悪影響について、妊婦とそのパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取り組みを推進します。	健康増進課	妊娠届出時に、妊婦、パートナー、同居家族に喫煙者がいるかの把握を行いました。喫煙者がいた場合には、妊婦用禁煙リーフレットと近隣で禁煙治療が受けられる病院一覧を渡し、禁煙を促しました。パパママルームにて、リーフやパネルを用いて禁煙指導を行いました。 ・令和5年度喫煙妊婦: 12件(妊娠届出の1.9%) ・同居者の喫煙: 185件(妊娠届出の29.4%)	—	○	本人もしくは同居家族の喫煙の有無の把握及び禁煙の促しができているため。	継続	同居者の喫煙率が高いため、引き続き二次喫煙、三次喫煙の害についての啓蒙活動に努めます。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	③歯科健康教育・相談の充実	妊婦を対象とした教室で、妊娠中の口腔ケアの重要性について伝えとともに、歯・口腔相談の利用を勧め、歯磨きの知識や技術の向上、口腔衛生の維持・改善と口腔疾患の早期発見・治療へつなげます。 また、依頼に応じて保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点(子育て支援センター)などに出向き、歯科健康教育・相談を実施します。	健康増進課	ハローベビークラスでは、妊娠中の歯周病による早産や低体重児出産のリスクと歯周病予防のための口腔ケアについて伝えました。また、産まれてくる赤ちゃんの歯科保健についても伝えました。 ・ハローベビークラス参加者数(8回/年): 57人 保育所(園)・幼稚園・子育てサロン等の依頼による健康教育・健康相談を実施しました。 ・健康教育: 9回、423人 ・健康相談: 6回、60人	—	○	ハローベビークラスは、歯垢の染め出しを希望者に再開し、実際の口腔ケア方法を伝えることができた。保育所(園)、幼稚園での健康教育でも、むし歯予防についての話に加え、口腔内に歯ブラシを入れてのブラッシング実習や歯垢の染め出しを行うことができたため。	継続	ハローベビークラスで、歯周病予防や口腔ケアについて伝えます。希望制の歯垢の染め出しを全員に行います。幼児健康教育・相談において、むし歯予防について啓発します。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	④食生活に関する健康教育の実施	妊婦を対象とした教室で「取り分け離乳食」の調理実習を取り入れながら、妊娠中に必要な栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。乳児相談時には、離乳食見本の展示を行い、離乳食の進め方のポイントを説明します。 また、幼児健康診査では健康的な食生活について啓発するため、年齢に応じた健康教育を実施します。	健康増進課	ハローベビークラスでは、離乳食づくり体験を取り入れながら、胎児の発育に必要な妊娠中の栄養のとり方やバランスのとれた食生活の重要性を伝えました。 ・ハローベビークラス参加者数(8回/年): 57人 乳児相談では、離乳食の見本を展示しながら離乳食の進め方について説明しました。 1歳6か月児健診では、映像を用いて栄養士から食事のポイントを説明しました。	—	○	ハローベビークラスは令和2年度から、調理体験の内容を変更し、実施しているが、参加者も増えてきているため。乳児相談は、全体に向けて離乳食の進め方の話ができたため。1歳6か月児健診では映像を通してポイントを伝えられたため。	継続	ハローベビークラスは、午後の参加を希望者も多いため、年4日(午前午後の8回)開催します。 ハローベビークラス、乳児相談、健康教育ではバランスのとれた食生活の重要性を伝えます。 幼児健診では、映像を通して健康的な食生活を啓発します。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	⑤事故防止方法についての知識の普及	乳児相談や幼児健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止と、事故防止のための環境づくりを啓発していきます。	健康増進課	3～4か月児相談では事故防止についての集団指導を実施し、1歳6か月児健康診査では事故予防のリーフの配布を行いました。すこやか親子21のアンケート内に事故予防についての質問項目があり、回答内容に事故リスクが高い環境が見られた際には個人指導を行いました。 ・3～4か月児相談回数: 12回 ・1歳6か月児健康診査回数: 19回	有	○	実施回数と実施人数ともに9割以上を達成しているため。	継続	乳児相談や幼児健康診査の場を活用して事故防止の重要性を伝えます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	⑥乳幼児健康診査	疾病の早期発見、身体及び精神の発育・発達確認などを目的に、乳児健康診査の委託事業を実施します。また、集団の幼児健康診査ではきめ細かな面接を実施し、発達に心配のある子どもの把握、子育て不安の軽減、虐待の発見と予防、保護者の精神的支援を行い、子どもの健やかな発達と子育て支援に努めます。また、幼児健康診査未受診者の状況把握を行い、確認できない場合は速やかに関係機関へ情報提供を行います。	健康増進課	乳児健康診査は委託で実施し、幼児健康診査は集団で実施しました。また、乳児相談、幼児健康診査未受診者の把握を行い、電話や訪問で受診勧奨を行いました。乳幼児の目視確認ができなかった場合には子育て支援課へ情報提供を行いました。 ・1歳6か月児健康診査受診率:98.9% ・3歳6か月児健康診査受診率:97.9%	有	○	保健師による未受診者への電話や訪問による健診勧奨により、受診率が目標より高くなったと考えられるため。	継続	幼児健康診査を実施し、電話や訪問で受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	⑦幼児歯科健康診査	1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・健康教育を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布、歯垢染め出しを行います。	健康増進課	1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・個別相談を行いました。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布、歯垢染め出しを行いました。 ・1歳6か月児健康診査:19回/年、739人、受診率98.7% ・2歳6か月児歯科健康診査:20回/年、691人、受診率84.2% ・3歳6か月児健康診査:23回/年、928人、受診率97.7%	有	○	幼児歯科健康診査は、計画通り行うことができたため。2歳6か月児歯科健康診査の受診率も目標値に達することができたため。	継続	前年度と同様に幼児歯科健康診査を実施します。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	⑧小児生活習慣病予防対策	1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談・支援を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し医療受診を勧めます。また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。	健康増進課	肥満傾向のある幼児については、幼児健康診査時の個別相談で保護者とともに生活習慣や、食事内容の確認をし、改善例の提案を通して、食事および食習慣の改善へ向けての支援をしました。肥満度15%以上で栄養指導を実施した幼児は、1歳6か月児健診で5人、3歳6か月児健診で7人でした。	—	○	幼児健康診査の場において、必要時受診勧奨や個別の栄養指導を実施できているため。	継続	幼児健康診査の場において、必要時の受診勧奨や栄養指導を行い、食事の改善を保護者とともに考えます。
2	1.	(2)健康診査・保健指導等の充実	⑨保育所集団健康診査	保育所での集団健康診断を継続して実施し、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。	保育課	≪中央保育所≫ ・内科(春、秋の計2回)185人受診 実施率95.36% ・眼科(春1回):84人受診、実施率84.0% ・歯科(春1回):85人受診、実施率85.0% ・尿検査(3・4・5歳):66人受診、実施率95.65% ≪中央保育所分園≫ ・内科(春、秋の計2回):36人受診、実施率97.3% ・眼科(春1回):18人受診、実施率100% ・歯科(春1回):15人受診、実施率83.3% ・尿検査(3・4・5歳児):14人受診、実施率100% ≪千代田保育所≫ ・内科(春、秋の計2回):184人受診、実施率97.9% ・歯科(春1回):92人受診、実施率98.9% ・眼科(春1回):91人受診、実施率97.8% ・尿検査(3・4・5歳):65人受診、実施率100%	—	○	計画通り事業を実施することができたため。	継続	県条例により必須とされており、引き続き実施します。各健診の受診率の維持・向上を目指し、体調不良等で当日受診できなかった子どもの保護者に対し、個別受診や予備日における受診を勧奨し、受診率の向上に努めます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	①小児医療体制の情報提供	母子保健事業を実施する中で機会を捉え、かかりつけ医を持つことの大切さを周知していきます。 また、医療機関のそれぞれの機能に応じた役割分担により、適切な医療を提供できるよう、千葉県保健医療計画に基づき、広域的な観点から医療体制についての情報提供に努めます。	健康増進課	3～4か月児相談と3歳6か月児健康診査で、受診者アンケートで「かかりつけ医」の有無を聞き取りながら、「かかりつけ医」を持つことの大切さについて周知しました。また、家庭訪問や面接等、母子保健事業での様々な機会を捉え、周知を行いました。 ・3～4か月児相談と3歳6か月児健診受診者数の合計:1,529人 また、幼児健康診査で医師に専門的な医療機関の受診が必要と判断された場合は、受診先の紹介を行いました。 ・1歳6か月児および3歳6か月児健康診査精密検査発行数の合計:360件	—	○	来所者に対して計画通りに実施でき、個別支援時にも周知できたため。	継続	乳児相談、幼児健康診査や訪問等、母子保健事業の中でかかりつけ医を持つことの大切さを周知していきます。
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	②小児救急医療体制の充実	印旛医療圏の中で、印旛市郡小児初期急病診療所及び小児救急医療支援事業により、救急医療体制が整備されています。 引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。	健康増進課	夜間や日・祝日等の小児急病に対応するため、印旛市郡医師会・薬剤師会等の協力により「印旛市郡小児初期急病診療所」を開設しています。 ・受診者数:970人	—	○	負担金の拠出により、小児救急医療体制の安定的な維持ができています。	継続	印旛市郡医師会等へ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	③予防接種	出生時に予防票の入ったこども手帳を説明しながら配布し、適正な時期の接種開始を促します。 また、乳児相談・幼児健康診査などにおいて予防接種の知識の普及と接種勧奨を行います。 さらに就園・就学時などの節目の時期においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図ることにより、感染症の予防に努めます。	健康増進課	出生時にこども手帳を配布し、予防接種の時期や接種の仕方について説明を実施しました。また、訪問・乳幼児健康診査・相談、就学児健診で未接種の予防接種の勧奨と啓発を行いました。接種率の低い予防接種は個別通知と広報、ホームページでの勧奨を行いました。	—	○	接種率の低い予防接種もあるが、全体として接種率が上がっているため。	継続	接種については保護者判断になるため、引き続き、接種率の低い予防接種については接種勧奨を行っていきます。
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	各種幼児健康診査・相談、予防接種などの機会に、各専門関係機関と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援に努めます。	健康増進課	1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査では、小児科医師、歯科医師と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援を行いました。また、予防接種については代表医会議や医師会との連絡調整を行ったり、必要に応じて各医療機関と直接連絡をとり、法改正や事故防止、ワクチン情報の提供などを行いました。	—	○	感染症の状況に合わせて健診事業の方法を相談、連携することができたため。	継続	幼児健康診査・相談、予防接種などの機会に、各専門関係機関と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援に努めます。
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	⑤子ども医療対策事業	中学3年生までの子どもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	平成25年8月より、自己負担金の無料化を実施し、0歳～中学3年までの児童すべてを対象に、入院、通院にかかる医療費の助成を行い、保護者の経済的支援を行いました。 ・助成延件数:211,266件 ・助成額:455,054,402円 令和5年8月から高校生等の医療費助成を開始しました。	—	○	計画通り助成を行うことができたため。	継続	国や県の動向に注視し、引き続き事業を継続します。
2	2.	(1)小児保健医療体制の充実	⑥未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする児童に対し、養育医療を給付します。	子育て支援課	生命の危険のある未熟児に対し、県の指定した医療機関による医療を現物給付により実施しました。(保護者の所得に応じ国の定めた自己負担金を徴収) ・給付人数:23人 ・給付額:5,871,278円	—	○	計画通り給付を行うことができたため。	継続	引き続き、生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成を支援します。

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 令和5年度実績

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備
基本施策1. 健全な心身の成長に向けた支援
基本施策2. 次代の親の育成に向けた支援

◎ 0施策
○ 22施策
△ 1施策
× 1施策

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載（各担当課の評価は「評価の根拠」に記載）

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	1.	(1)放課後児童対策の推進	①こどもルームの充実	放課後や小学校の休業日に、児童の遊びや生活の場となるこどもルームを、専用施設において市内全小学校敷地内で運営します。 入所状況や小学校の児童数の状況等をもとに、施設整備や支援員等の確保を図り、充実に努めます。 また、こどもルーム利用児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう取り組みます。	保育課	民間事業者への委託により、市内25か所でこどもルームを運営しました。 ・令和5年度平均在籍児童数（年間延在籍児童数/12か月）：987人 こどもルーム利用児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう配慮しました。	有	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	今後も利用児童数が増加していくものと見込まれるため、令和7年度から開所するこどもルームを新設します。
3	1.	(1)放課後児童対策の推進	②放課後子ども教室の充実	放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域の方々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。 また、子どもたちが参加しやすい事業展開に努めます。	社会教育課	国・県の補助を受け、放課後子ども教室を3団体に委託しました。 ・委託団体：「出会い・体験・夢ひろば」、「にこにこ文庫さとの子会」、「あそびの城」 ・参加延人数：1231人	—	○	前年度と比較して、参加延人数が増加したため。	継続	3団体に委託をし、引き続き子どもたちの居場所を提供していきます。
3	1.	(2)子どもの居場所・遊び場の充実	①児童センター事業の充実	児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。 また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。	子育て支援課	四街道市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、児童センター2か所を運営しました。児童に遊び場を提供するとともに、児童の健全育成に関する各種事業を実施しました。 《総合福祉センター内児童センター》 ・開館日数：346日 ・利用者数：15,396人 ・各種事業参加者数：2,288人 《南部総合福祉センター内児童センター》 ・開館日数：344日 ・利用者数：29,469人 ・各種事業参加者数：8,307人	—	○	通常通り実施することができたため。	継続	引き続き事業を実施します。
3	1.	(2)子どもの居場所・遊び場の充実	②プレーパーク事業の充実	行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。 また、多くの市民が利用しやすい出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。	子育て支援課	NPO法人プレーパークどんぐりの森に運営を委託し、自由な遊び場を通して子どもたちの交流促進を図るとともに、子どもの保護者に子育て情報を交換できる場の提供を行うことができました。 ・どんぐりの森：開催121回、利用人数4,629人 ・出張プレーパーク（中央公園、物井さとくらし公園、鷹の台公園他）：開催45回、利用人数2,793人	—	○	計画通り開催することができたため。	継続	引き続き事業を実施します。
3	1.	(2)子どもの居場所・遊び場の充実	③都市公園の充実	児童に健全な遊び場を提供するため、地元区・自治会の協力を得て、都市公園の維持管理を行います。 また、ボール遊びのできる公園として、中央公園野球場を無料開放します。	都市計画課	都市公園の維持管理について、地元自治会に清掃協力団体として、年6回清掃等の協力を得て維持管理を行いました。 中央公園野球場の無料開放については47回開催し1,639人の利用者数がありました。また、千代田近隣公園多目的広場については、45回開催し464人の利用者がありました。	—	○	31自治会の清掃協力を得て、維持管理を行い、前年度と同様の2か所の無料開放を開催したため。	継続	引き続き、地元自治会の協力を得て、維持管理を行い、ボール遊びのできる公園として中央公園野球場および千代田近隣公園多目的広場を指定管理者において開放します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	1.	(2)子どもの居場所・遊び場の充実	④地域と連携した子どもの居場所づくりの推進	地区社会福祉協議会や市民活動団体などと情報を共有し、活動を支援することにより、子どもの居場所づくりを推進します。	政策推進課	みんなで地域づくりセンターにて子どもの居場所づくりに関わる団体の活動をサポートしました。	有	○	【政策推進課：○】 団体の活動をサポートすることにより、市内の子どもの居場所づくりが推進されたため。	継続	みんなで地域づくりセンターで継続的に団体の活動をサポートします。
					子育て支援課	四街道市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、児童センター2か所を運営しました。 NPO法人プレーパークどんぐりの森に運営を委託し、自由に遊び場を提供しました。 ・地域と連携した子どもの居場所：3か所	有		【子育て支援課：○】 目標数の居場所を提供することができたため。	継続	他自治体例も参考に調査研究を進めながら、事業を実施します。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	①子ども会活動の活性化	子どもが自主的に事業を計画、実施することができるよう、子ども会の活動を支援します。 また、活動が次世代に引き継がれるよう、ジュニアリーダー初級認定講習会及び育成者講習会の開催を支援し、異年齢での集団活動ができるよう活動の活性化を図ります。	スポーツ青少年課	子どもが自主的に事業を計画、実施することができるよう補助金を交付しました。 ・補助金額：273,000円 ・ジュニアリーダー初級認定講習会：参加者7人	—	○	令和5年度の子ども会事業が計画的に実施できたため。	継続	子ども会に参加する児童生徒は、減少する見込みであることから参加を促す仕組みづくりなど工夫を講じながら事業を継続します。 令和6年度から社会教育課が所管します。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	②芸術・文化活動の機会の拡大	児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、若年層を中心とした新規参加者の増加を図ります。 また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。	社会教育課	学校音楽教室、市民演劇公演、郷土作家展、子どもミュージカル公演を実施しました。	—	○	質の高い音楽を鑑賞することにより子どもたちが豊かな心を育む機会を創造することができたため。	継続	引き続き児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供します。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	③公民館での活動の活性化	小学5・6年生を対象とした主催講座「チャレンジスクール」を開催し、体験学習や野外活動などを行います。 子どもたちのニーズの把握に努めるとともに、事業内容の検討を行い、より多くの受講生確保に努めます。	社会教育課	小学4～6年生を対象に「夢チャレンジスクール」を開催しました。 ・回数：全7回 ・参加延人数：168人	—	○	子どもたちが夢(目標)を持ち、様々な学習を通じて、仲間づくりをしながら何に対しても挑戦しあきらめない気持ち育む学習活動を提供できたため。	継続	引き続き、チャレンジスクールを開催できるよう努めてまいります。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	④図書館サービスの充実	小学校や保育所が移動図書館のステーションとなったことにより、児童書の需要がさらに高まることが予想されるため、計画的な購入・整備を行います。 また、「子どもの本の学習講座」などの主催講座の内容について、受講者のニーズに合わせた内容を盛り込むなど、事業の充実を図ります。	図書館	児童書を新規に3,782冊購入しました。 ・参加者：「絵本の会」269人、「おはなし会」166人、「おひさでだっこのおはなし会」155人	—	○	計画していた全ての事業を実施することができたため。	継続	参加者のニーズを取り入れた事業運営を行います。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	⑤国際交流事業	異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学を推進します。	政策推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により、姉妹都市短期交換留学事業を中止しました。	—	×	新型コロナウイルス感染症の影響により中止したため。	継続	再開に向けて準備を進めていきます。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	児童生徒対象の各種スポーツ教室などを積極的に開催するとともに、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。 また、子どもから大人まで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場の提供や総合型地域スポーツクラブの育成及び活性化を支援し、スポーツ・レクリエーションを通じた世代間交流の場の創出を図ります。	スポーツ青少年課	スポーツ教室を3教室実施し、延べ82人が参加しました。 スポーツ指導者の確保については、引き続き制度の周知及び登録者の育成に努めました。10月に開催した「スポーツの日の行事(スポーツde健康大作戦)」では、スポーツ少年団、スポーツ推進委員連絡協議会他関係各位の協力を得て、さまざまな世代に対応するプログラムを実施しました。また、トレーニングルームを含む総合公園体育館を無料開放し、市民にスポーツへの参加機会を提供することができました。	—	○	「スポーツの日の行事(スポーツde健康大作戦)」等を開催できました。	継続	今年度も引き続き、スポーツ教室、スポーツde健康大作戦で子どもたちが楽しく交流できる事業を実施します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	子どものボランティア活動への積極的な参加を促進していくため、児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを開催している社会福祉協議会の活動を支援します。	社会福祉課	ボランティアセンター運営事業に対し、運営費の一部を補助することで、活動の支援を行いました。 「中・高校生サマーボランティアスクール」として、中高生を対象としたボランティア講座を開催しました。また、あらゆる世代を対象としたボランティア教育を推進するため、新たに小学生を対象とした「小学生サマーボランティアスクール」を、小学1～3年生とその保護者を対象に、親子で参加できるボランティアスクールを開催しました。 《学生対象ボランティア講座》 ・開催回数：4回 ・参加延人数：39人	—	○	感染対策を徹底し、プログラムを考慮したうえで開催できたため。	継続	学生のボランティア活動への参加促進を図るため、市内各学校との連携し、またホームページ・SNS等を活用し積極的な広報に努めます。
3	1.	(3)多様な活動ができる環境の充実	⑧世代間交流の促進	各単位シニアクラブ活動、並びにシニアクラブ連合会活動による高齢者の社会参加への機会の増進、及び世代間交流を活性化させるため、市内単位シニアクラブ並びにシニアクラブ連合会に対して補助を行います。 また、公民館活動においては青少年を対象とした講座で高齢者を講師とするなど、世代間交流に努めます。	社会福祉課	シニアクラブ活動の運営と高齢者の健康維持・生きがいづくりを推進するため、市内40の単位シニアクラブ並びにシニアクラブ連合会に対して補助を行いました。 また、ゲーム等を通じて、子どもたちとの世代間交流が行われました。	—	○	【社会福祉課：○】 計画していたすべての事業を実施することができたため。	継続	引き続き、シニアクラブ活動を支援します。世代間交流については、新型コロナウイルス感染症の状況に注意しつつ実施します。
					社会教育課	公民館においては、児童を対象とした講座やクラシックコンサート等、公民館主催講座を通して地域の大人たちと子どもたちの交流を深めました。	—		【社会教育課：○】 計画をしていたすべての事業を実施することができたため。	継続	引き続き、児童を対象とした公民館主催講座を実施していきます。
3	1.	(4)青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の促進	地域や異年齢間の交流活動を推進するとともに、街頭啓発キャンペーンや青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。 街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定したうえで実施し、青少年を見守り、声掛けをする「愛の一声」運動を推進します。青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。	スポーツ青少年課	市・青少年問題協議会・教育委員会の主催により開催しました。キャンペーンについては、市内公共施設に啓発物資を配架という形に変更して実施しました。 ・来場者：491人（※昨年度：383人）	—	○	【スポーツ青少年課：○】 昨年度より、来場者が増加したため。	継続	引き続き、多くの方々に参加していただけるよう努めて参ります。
					青少年育成センター	青少年補導委員による「愛の一声」活動が浸透し、街頭補導活動時の青少年に対する声掛けの反応は良好でした。また、高校生との合同パトロールを実施し、高校生自らが地域について見直す機会を提供しました。環境浄化活動については、公園や市内高校生の通学路などを中心に吸殻やゴミ拾いを実施し、環境の浄化が図られました。 ・年間計画補導（センターが計画する街頭補導）：155回 ・年間地区補導（補導委員による中学校区ごとのパトロール）：91回 ・年間補導人数：2人 ・声かけ人数：5,016人	有		【青少年育成センター：○】 悪天候による未実施以外は予定通り活動を実施できたため。	継続	引き続き、多くの方々に参加していただけるよう努めて参ります。
3	1.	(4)青少年の健全育成	②青少年相談体制の整備	非行、問題行動、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応を行うため、学校や家庭からの相談体制の充実を図ります。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図り、問題解決に向け積極的に対応します。	指導課	教育サポート室を中心に、青少年育成指導教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して活動し、教育相談体制を充実させました。また、様々な相談に対応できるよう、市内小中学校にスクールカウンセラーを配置しました。	—	○	【指導課：○】 青少年育成センターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、様々な相談に対応することができたため。	拡大	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を増加させ、教育相談体制を一層充実させます。
					青少年育成センター	スクールソーシャルワーカーの助言に基づき、青少年育成指導教員が、学校と連携して不登校等に悩む家庭の相談を聞き、継続して支援を行うことができました。 ・電話相談：206件 ・来所相談：285件 ・訪問相談：29件 ・ケース会議等：10件	—		【青少年育成センター：○】 スクールソーシャルワーカーの助言を基に、青少年育成指導教員とサポートチーム職員が協力して相談活動を実施できたため。	継続	引き続き、相談活動のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	1.	(5)子どもの権利の確保	①子どもの権利の周知啓発	(仮称)四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例や子どもの権利条約の内容を、子どもを含む市民に広く周知・啓発します。	子育て支援課	四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例や子どもの権利条約を周知するため、学習冊子を作成し、市内中学校の1年生に配布しました。また、施行日(5月5日)に合わせ、市政だよりにて周知啓発を行いました。	—	○	条例の施行及び周知啓発活動を行うことができたため。	継続	毎年、施行日(5月5日)に合わせ、周知啓発活動を行います。引き続き、学習冊子を中学1年生に配布します。
3	2.	(1)健康教育・思春期保健の充実	①健康な生活習慣の啓発	健康への意識向上を図るため、パパ・ママルームや乳児相談、幼児健康診査などにおいて、保護者などの子育て世代に対して、健康に関する知識や望ましい生活習慣について普及啓発を行います。	健康増進課	健康への意識向上を図るため、パパ・ママルームや乳児相談、幼児健康診査などにおいて、保護者などの子育て世代に対して、健康に関する知識や望ましい生活習慣について普及啓発を行いました。	—	○	乳幼児相談・健診で健康啓発用リーフレットを配布。その他出生届時や各種教室などでも実施できたため。	継続	既存事業を活用しながら、健康意識が向上できるよう意識づけを継続します。
3	2.	(1)健康教育・思春期保健の充実	②学校保健教育の充実	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断・検査を実施するとともに、生涯を健康に生き抜くための基礎を培う保健教育を推進します。また、学校における保健教育の充実のため、指導者の研修会への参加を促進します。	学務課	学校保健安全法に基づき、児童、生徒の健康管理のため健康診断・検査を実施しました。 ・内科検診:7,738人 ・歯科検診:7,620人 ・耳鼻科検診:2,128人 ・眼科検診:5,859人 ・心電図検査:1,685人 ・脊柱側弯検査:1,916人 ・尿検査:7,695人 ・生活習慣病予防検査:608人	—	○	【学務課:○】 全児童・生徒が対象の内科検診受診率98.35%、歯科検診受診率96.85%のため。	継続	引き続き、学校保健安全法に基づき健康診断・検査を実施します。
					指導課	7月に養護教諭研修会を開催し、養護教諭の役割や保健室における教育相談の手法についての講義・演習を通して、養護教諭としての教育実践力を高めることができました。また、保健体育担当教員向けの各種研修会について各学校に案内し、参加を奨励しました。	—	○	【指導課:○】 研修会を通して、養護教諭としての役割や教育相談の手法についての理解が深まったため。	継続	健康教育推進の取組、保健指導の経営等について理解を深めたり、情報交換の場としての養護教諭研修会を開催します。
3	2.	(1)健康教育・思春期保健の充実	③思春期保健の推進	生命尊重の心を育み、お互いを思いやる気持ちを育てることや、性感染症予防・望まない妊娠の予防等の正しい性知識の普及と性行動における自己決定能力の向上を目的に、思春期保健事業を実施します。	健康増進課	健康に関する正しい知識を提供し、生命誕生や自己を大切にする行動選択ができるように正しい知識を伝え、性感染症の予防、望まない妊娠の予防を図ると共に生命を尊重する気持ちを育んでいけるように健康教育をしました。 ・実施校:中学校4校	—	○	市内中学校への健康教育実施に向けて取り組み、市内中学校への実施ができたため。	継続	学校への健康教育が実施できるように関係機関と連携して、実施にむけての環境を整えます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	2.	(1)健康教育・思春期保健の充実	④食育の推進	子どもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努め、栄養士間の情報共有及び資質向上に努めます。また、保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」を通して、食への理解を深めます。 食物アレルギーに関しては、その事故を未然に防ぐため、研修などへの積極的な参加を促します。	保育課	(中央保育所) ・3歳児22人がとうもろしの皮むきを、4歳児20人がそらまめのさやとりを、5歳児29人が所庭での野菜の栽培・収穫を実施しました。 (千代田保育所) ・5歳児22人が野菜の栽培、収穫の食育活動を実施し、食の大切さを学びました。 ・千葉県産の米を使用しました。 ・栄養士が食物アレルギーに関する研修会に参加し、知識や対応について知識を得ました。 (中央保育所・千代田保育所共通) ・毎日の食事の展示を通じ、食事の量や彩り、調理方法、子どもの喫食状況等について知らせました。 ・給食だよりを年11回発行したほか、掲示物により、食習慣、栄養、衛生等、食に関する情報を知らせました。	—	○	【保育課：○】 計画どおり事業を実施することができたため。	継続	子どもの食生活の実態を把握するためにアンケートを行い、実態に合った情報を提供する等、事業を継続します。
					健康増進課	年長児食育活動では、物品の貸し出しを行い、市内保育所(園)、幼稚園へ周知しました。また、学校、保育所、教育委員会の栄養士とも情報共有を行い、栄養士の資質向上に努めました。 ・年長児食育活動：市内保育園4園、123人	—		【健康増進課：○】 年長児食育活動については、市内保育園において物品を活用し食育活動ができたため。	継続	引き続き、年長児食育活動では物品の貸し出しを行い、望ましい食生活の普及啓発を行います。各分野の栄養士と情報共有を行い、資質向上に努めます。
					産業振興課	市民親子農業収穫体験講座を四街道市認定農業者会に委託し、全8回開催予定のなか、7回実施し20組67人の親子が参加しました。本講座を通して、農産物の育て方や収穫方法等を学び、農業への理解を深めるとともに、安心・安全な四街道市農産物のPR及び地産地消への理解を深めることができました。	—		【産業推進課：○】 計画どおりに事業が実施できたため。	継続	引き続き、四街道市認定農業者会と連携し、事業を推進していきます。
					指導課	6月(食育月間)、11月(県が「千産千消デー」を設定)、1月(学校給食週間)に千葉県の食材や食文化への理解を推進するために地場産・千葉県産の食材を利用した統一献立により給食を提供しました。特に、6月に実施する「地場産カレー」は、地場産の野菜をできるだけ使用し、食べ物の大切さや地域の生産者への感謝の気持ちを育む取組となりました。食物アレルギーに関しては、事前に児童生徒に行った調査をもとに、研修への参加を促進するとともに、各調理場において安心・安全な給食を提供しました。	—		【指導課：○】 指導課、各小中学校、調理場、栄養教諭等が連携し、年間を通して食育を推進することができたため。 また、食物アレルギーについて、養護教諭と合同研修会を実施したため。	継続	教育研究会(学校給食研究部)と共催で、食育研修会を開催し、共通理解を図るとともに、食育の動向把握に努めます。
3	2.	(2)次代の親の育成と社会活動の支援	①学校教育での家庭の機能等意識の啓発	特別教科の道徳、保健体育、家庭科などの授業を中心にしながら、学校教育全般を通して、家庭の機能や子どもの発達についての基礎的知識の習得と心の育成を図ります。	指導課	各校で、各教科等(道徳科、保健体育、家庭科等)の授業を通して、家庭の機能や子どもの発達について学習しました。	—	○	年間指導計画の学習内容を予定通り実施することができたため。	継続	学校教育全般を通して、家庭の機能や子どもの発達について計画的に学習できるように働きかけ、指導の充実を図ります。
3	2.	(2)次代の親の育成と社会活動の支援	②四街道ふるさとまつりの実施	市民がふるさと意識を共有し、若い世代に地域文化を伝えるために、四街道ふるさとまつりを実施します。 ふるさとまつりにおける「子どもみこし」「子ども山車」などにおいて、子どもたちの参加と交流を促し、若い世代への地域文化の伝承を図ります。	自治振興課	4年ぶりに2日間開催し、参加団体数は減少傾向となっているが、子どもみこしや子ども山車などに多くの子どもたちの参加がありました。	—	○	2日間開催し、多くの子どもたちがふるさとまつりに参加する機会を創出できたため。	継続	令和6年度以降の開催に向けて準備を進めていきます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
3	2.	(2)次代の親の育成と社会活動の支援	③まちづくりへの参加促進	幅広い意見・要望に市長が直接触れる機会を設けるため、小・中学生と共に昼食をとりながら、子どもの目線からのさまざまな意見を取り入れ、より良い市政への反映に努めます。 公園の整備・再整備の計画を策定する際や公園遊具更新の際には、地元の区・自治会などに働きかけ、子どもの意見を取り入れる機会を設けます。	秘書課	新型コロナウイルス感染症の影響により、ランチトークについては、中止としました。	—	△	【秘書課：×】 新型コロナウイルス感染症の影響により中止したため。	継続	ランチトークについては、実施に向けて、開催方法や日程を検討します。
					都市計画課	公園の遊具入れ換え及び修繕については、地元自治会の意見を取り入れた上で整備を行いました。 ・工事件数：35件 ・修繕件数：8件	—		【都市計画課：○】 四街道総合公園遊具入れ換えにあたり、公園遊具のアンケートを行い子どもたち等の意見を取り入れたため。	継続	引き続き公園遊具更新の際には、利用者などにアンケートを行い意見を取り入れる機会を設けます。

四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 令和5年度実績

- 基本方針4 多様な子育て家庭への支援
- 基本施策1. 仕事と家庭の両立支援
- 基本施策2. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- ◎0施策
- △28施策
- △1施策
- ×0施策

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載（各担当課の評価は「評価の根拠」に記載）

第2期子どもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	1.	(1)多様な働き方ができる就労環境の整備	①育児・介護休業制度等の普及促進	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することや、HPを活用し、育児・介護休業制度などの周知に努めます。	産業振興課	関係機関等からのリーフレット、パンフレットを当課窓口にて配架しました。また、市商工会へ配布などを行いました。	—	○	計画通り事務を実施することができたため。	継続	引き続きリーフレット等の配架や市HP等により制度の周知を図る。
4	1.	(1)多様な働き方ができる就労環境の整備	②就労支援	連携できる団体等と情報共有などを行い、女性の就職に関する支援を行います。 また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。	産業振興課	市商工会と共催により開催した創業塾で5人の女性が全5回の講座を修了しました。 空き店舗等活用補助制度を利用して出店した女性2人に対し、引き続き家賃補助を実施しました。	—	○	計画通り事務を実施することができたため。	継続	引き続き、市HP等により制度の周知と利用促進を図る。
4	1.	(2)男性の家庭参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女共同参画推進計画に基づき、フォーラム実行委員会や関係部署との連携を図りながら、講座の開催や広報活動を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発に取り組めます。	政策推進課	男性が子育てに参加するきっかけづくりとして、父子の料理教室を実施しました。 ・参加者数：父子6組（12人） 性別にとらわれない職業選択を親子で考える講座を実施しました。 ・参加者数：親子18組（49人）	—	○	計画していたすべての事業を実施することができたため。	継続	男女共同参画をテーマにした講座を開催する場合には、参加者が少なくなる傾向があるため、講座の内容と参加者の確保とのバランスを考慮しながら、事業を実施する必要があります。
4	1.	(2)男性の家庭参画の推進	②男女共同参画フォーラムの開催支援	男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画フォーラムの開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行うことで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや男性の家庭参画などを促進します。 また、講座などの開催において子育て世代の参加を促進するため、託児サービスを提供できるようフォーラム実行委員会と連携を図ります。	政策推進課	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画フォーラム実行委員会との共催で講座を実施しました。 ・実施回数：3回 ・延参加者数：67人	有	○	計画していたすべての事業を実施することができたため。	継続	男女共同参画をテーマにした講座を開催する場合には、参加者が少なくなる傾向があるため、講座の内容と参加者の確保とのバランスを考慮しながら、事業を実施する必要があります。
4	2.	(1)ひとり親家庭への支援	①母子・父子等自立支援	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育などさまざまな問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。 また、ひとり親家庭の父母等が就職に結びつく資格を取得するための養成機関に修業する場合に給付金を支給し、経済的自立に向けた活動を支援します。	子育て支援課	ひとり親家庭、寡婦・寡夫からの相談に対して、問題解決のための助言や自立に必要な指導を行えるよう、母子・父子自立支援員を配置しました。 ・母子・父子自立支援相談件数：171件 ひとり親家庭の父母が就職に結びつく資格を取得するための養成機関に修業する場合に給付金を支給しました。 ・高等職業訓練促進給付金支給人数：6人 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：2人 ・母子・父子自立支援プログラム新規策定者数：4人	—	○	計画通り事業を実施することができたため。	継続	母子・父子自立支援員の機能強化に努め、さらなる支援の充実を図ります。
4	2.	(1)ひとり親家庭への支援	②ひとり親家庭児童入学等祝金	ひとり親家庭等の子どもが、小学校・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。	子育て支援課	ひとり親家庭等へ入学等祝金を支給しました。 ・支給世帯：183世帯、支給人数198人（小学校入学48人、中学校入学68人、中学校卒業82人） ・支給状況：1,700,000円	—	○	計画通り支給を行うことができたため。	継続	引き続き、祝金の支給を行います。令和5年度から、財源としてプロジェクト型ふるさと寄付を活用しています。
4	2.	(1)ひとり親家庭への支援	③ひとり親家庭に対する医療費助成	ひとり親家庭等における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳に達するまで）及びその保護者を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して医療費の自己負担の助成を行いました。 ・助成件数：8,231件 ・助成金額：26,642,836円	—	○	計画通り助成を行うことができたため。	継続	国や県の動向などを注視しつつ、引き続き支援を行います。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(1)ひとり親家庭への支援	④ひとり親家庭に対する学習支援	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を実施します。	子育て支援課	民間学習塾に事業を委託し、ひとり親家庭等の中学生を対象にして、高校入試を見据えた学習支援、進路相談、基本的な生活スキルの獲得をめざした支援等を行いました。 ・利用者数:31名 ・利用指導回数:40回/人 終了時アンケート(抜粋) ・学習への興味・関心が高くなった 平均4.0/5点 ・自信がついたようだ 平均4.0/5点 ・将来の目標や夢を持つようになった 平均3.7/5点	—	○	通常通りの利用指導回数を確保することができたため。 また、終了時アンケートで学習意欲・自己肯定感・将来への期待感の向上を感じたと回答した利用者が多かったため。	継続	引き続き事業の実施を継続すると共に、欠席の多い生徒へのフォローなどを検討するなど支援の充実に努めます。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	①相談支援体制の充実	市内相談支援事業所との連絡協議会を開催し、情報の共有や制度の勉強会、相談支援に対する研修会を行うことで、相談支援事業の充実を図ります。 乳児相談・幼児健康診査等で把握した発達・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子に寄り添いながら関係機関と連携し、適宜療育につながるよう努めます。また、必要時、就学に向けての切れ目のない支援について、関係部署との連携を図ります。	障害者支援課	障がい児支援を行う事業所が、障がいのある子どもの療育に関することやサービスの提供に関する相談を受け、障がいのある子とその家族の生活の充実に努めました。 市委託事業「相談支援事業所」相談実績 ・障害児相談支援利用延人数:1,967人 ・障害児の福祉サービスにかかる計画:545人	—	○	【障害者支援課:○】 障害者相談支援事業所に相談業務を委託することで、障がいに関する多岐にわたる相談に対応することができました。	継続	引き続き、基幹相談支援センターが中心となり、関係機関との連携、地域の相談支援体制の強化を図り、質の高い相談事業を実施します。
					健康増進課	各相談事業や健診等の子育て支援の中で、発達・発達上心配のある子どもと保護者に、おやかカウンセリング、こぼの相談等の個別支援、グループ支援(あそびルーム)へつなげるなどして、早期からの親子支援に努めました。関係部署につなげる必要がある際には、関係部署に連絡を入れ、スムーズに次の支援に繋がるようにしました。	—	○	【健康増進課:○】 市民からのニーズに応じて個別相談、必要性に応じて他機関との連携を行うことで、対象児に関連する様々な問題の軽減をはかることができたため。また、同時に保育園や幼稚園への訪問等を実施することで、対応等に苦慮している保育士等支援者への支援を行うことができたため。	継続	新規の相談に関しては、市民からのニーズに合わせてタイムリーに相談が行えるよう調整します。継続支援については相談時間の確保が難しい状況にあり、相談面接の経過観察の合間に電話で状況確認を行っています。そのため児や家族の状況に合わせて必要時関係機関と連携を図り、幅を広げた支援を行っていきます。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	②児童発達支援事業	個々の児童の発達状況に応じた支援を行うために、専門職による児童の発達状況の把握、その個々の発達に応じた小集団プログラムや個別プログラムを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。 また、民間の児童発達支援事業所、幼稚園等、教育委員会等の関係機関と連携を図り、保護者支援及び児童の豊かな成長を支援します。	障害者支援課	子どもの発達に応じた3つのグループに別れ、個別支援計画に基づき児童発達支援を提供しました。 《親子通所》 ・契約児童数:83人 ・開所日数:227日 ・利用延人数:2,274人 ・りんご・ばななグループ開催日数:348回 ・ほしグループ開催日数:64回 ・追加短時間療育プログラム:47回 ・追加個別プログラム:73回 関係機関と療育の情報共有を行うことで、児童の成長に生かすことができています。	有	○	計画通りプログラムを実施することができたため。 個々が通う幼稚園や保育園等の関係機関との連携に力を入れた他、個別面談の実施等、きめ細かい支援を行うことができたため。	継続	心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への相談、助言、指導を行います。 個々の児童の発達に応じたグループ編成の検討など充実した療育活動を実践していきます。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	③障害のある子どもの受け入れ	私立保育園・幼稚園・こどもルームの運営事業者に対し、補助金の交付や職員募集の協力を通じた支援を行います。	保育課	保育園においては、障がいのある児童及び同等程度の障がいのある児童の保育を実施している、12園に補助金を交付しました。 ・交付金額:5,759,752円 幼稚園においては、障がいのある児童を受け入れている4園に補助金を交付しました。 ・補助対象児童:58人 ・交付金額:3,375,000円 こどもルームにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、3ルームで支援員の加配を行いました。	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	今後も教育・保育施設の特別支援体制への補助等により、障がいのある子どもの受入れ体制を整備します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	④行動援護・移動支援事業等の充実	行動援護、同行援護、移動支援など、障害のある子どもの地域における社会参加、余暇活動のための外出を支援します。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障害者支援課	利用申請があった者に対して、行動援護、同行援護、移動支援のサービスを提供し、障がいのある子どもの社会参加の機会を広げました。 ・行動援護年間利用時間数(障がいのない児のみ): 323時間 ・同行援護年間利用時間数(障がいのない児のみ): 353時間 ・移動支援年間利用時間数(障がいのない児のみ): 259.5時間	—	○	外出の支援が必要となる児童に対し、サービス提供を行ったため。	継続	引き続き、外出支援を希望する児童へのサービス提供を行い、社会参加の機会を広げます。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑤日中一時支援事業の充実	障害のある子どもに、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための生活訓練などを行います。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障害者支援課	市内・市外にある事業所のうち、日中一時支援提供事業所として登録してある事業所で、障がいのある子どもが一時預かり、社会生活の訓練を行い、障がいのある子どもとその家族の生活の支援を行いました。 ・日中一時支援事業年間利用回数(障がいのない児のみ): 129回	—	○	日中の施設への預かりを希望する利用者に対し、サービス提供を行ったため。	継続	引き続き、施設への日中預かりを希望する児童へのサービス提供を行い、本人の社会生活の訓練と生活支援を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑥保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は今後利用予定である障害のある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	障害者支援課	保育所等訪問支援のサービス利用申請のあった利用者に対して、保育所等の安定した利用の促進を行いました。 ・利用実人員: 21人(受給者証交付者数12人) ・利用延日数: 226日	—	○	保育所等での集団生活への適応に向けた支援が必要な児童に対して、サービス提供を行ったため。	継続	引き続き、サービスを必要とする児童に対して、提供を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑦放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏季等における長期休業期間において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。	障害者支援課	市内・市外の放課後等デイサービスの提供事業所で、就学中の子どもの放課後や休日生活の充実をはじめ、日常生活能力の向上に対する支援を行いました。 ・放課後等デイサービス年間利用日数: 36,389日	有	○	放課後、または学校の長期休業期間で支援が必要な児童に対してサービス提供を行ったため。	継続	引き続き、サービスを必要とする児童に対して、提供を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑧居宅介護(ホームヘルプサービス)の充実	障害があるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障害者支援課	重度の肢体不自由がある子どもなど、日常生活を営むことが困難な子どもでも利用申請があった者に、居宅介護(ホームヘルプサービス)の提供を行いました。 ・居宅介護年間利用時間数(障がいのない児のみ): 3508.5時間	—	○	重度の肢体不自由のある児童へ、居宅における支援を行ったため。	継続	引き続き、サービスを必要とする児童に対して、提供を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑨短期入所(ショートステイ)の充実	介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。 また、利用者のさまざまな利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。	障害者支援課	事前に短期入所の利用申請があった者に対して、障がいのある子を介護していた人が、病気や仕事等で介護できない時に、施設で夜間を含めてその子を預かることで、障がいのある子どもとその家族の生活支援を行いました。 ・短期入所年間利用日数(障がいのない児のみ): 161日	—	○	短期入所を必要とする児童に対して、サービス提供を行ったため。	継続	児童の短期入所の受け入れ先の確保が課題であり、相談支援事業所と連携を図りながら、安定的な利用に努めます。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑩特別支援教育就学奨励費援助	小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、一定の障害や疾病がある児童生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。 特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。	学務課	四街道市特別支援教育就学奨励費交付要綱に基づき、小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助しました。また制度の周知として、市内各小中学校の全児童生徒に制度案内を配付しました。 《児童》 ・学用品費等: 176人、2,316,422円 ・給食費: 168人、4,195,081円 《生徒》 ・学用品費等: 87人、3,706,558円 ・給食費: 84人、2,519,156円	—	○	四街道市特別支援教育就学奨励費交付要綱に基づき、小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、所得に応じて学用品費・給食費などの一部を援助することができたため。	継続	今後とも、小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、所得に応じて学用品費・給食費などの一部を援助します。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑪重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障害者(児)を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障害者支援課	障害者手帳交付時に、等級・程度や所得状況で助成対象の該当になりえる児童とその家族に対して申請の案内と申請手続きを行いました。(平成27年8月より現物給付開始) ※他公費優先のため、子ども医療費助成の対象者は、対象外となります。 《令和6年3月31日時点》 ・子ども医療優先のため対象外の児童:110人 ・助成対象児童:0人 ※助成対象児童は、子ども医療が高校生相当の年齢までの児童に拡大したため、0人。	—	○	対象となる児童はいませんでした。手帳交付時等の際、該当となる児童については、制度の案内と申請手続きを継続して行いました。	継続	子ども医療の対象から外れた際に、円滑に本制度に移行できるよう申請の案内と手続きを行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑫自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある児童が、その障害の回復又は軽減が期待される治療(手術等)を行う場合に、その治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障害者支援課	身体に障がいのある児童で、障がいの回復又は軽減のための治療(手術等)を行う際の医療費を、1割に軽減(所得に応じて月額上限設定)させ、経済的負担の軽減を図りました。 ・利用実人員:18人	—	○	制度の申請を行った児童に対して、診療内容や所得状況を確認したうえで支給決定を行い、医療費の軽減を行ったため。	継続	引き続き、制度の利用を必要とする児童に対して、提供を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑬医療的ニーズへの対応	医療的ケアが必要な子どもの支援のため、関係機関による連携、協議の場の設置に取り組みます。	障害者支援課	医療的ケアが必要な子どもの支援のため、相談支援事業所と連携を図り、福祉サービスの提供や生活の充実に向けて相談支援を行いました。また、四街道市医療的ケア児等支援協議会を設置し、開催しました。	—	○	関係機関と連携し、医療的ケア児への支援を行ったため。	継続	基幹相談センターが中心となり、医療的ケア児等支援協議会を開催し、関係機関による連携、情報共有を行います。
4	2.	(2)障害のある子どもへの支援	⑭就学相談の充実	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かい就学相談及び教育支援を進めます。保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、教育支援委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。	指導課	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、就学相談及び教育支援を行いました。また、教育支援委員会を4回(9月、10月、11月、1月)開催し、合計169件の審議を行いました。審議結果をもとに、保護者と相談を重ねながら適切な就学先を決定することができました。	—	○	教育支援委員会を開催し、適切な就学先を決定することができたため。	継続	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握しながら、丁寧な就学相談及び教育支援を行うよう努め、保護者と相談しながら、適切な就学先を決定します。
4	2.	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	①児童虐待防止の広報及び啓発	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者に対しては、監護を著しく怠ることはネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子健康手帳や乳幼児健診の機会などを活用して周知します。	子育て支援課	11月の児童虐待防止推進月間には、市の広報(11/1号)及びホームページに児童虐待防止に関する記事や相談先を掲載し、啓発を行いました。また、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校・福祉センター・公民館・図書館・病院・歯科医院、総合小売店、駅などに児童虐待防止のポスター・リーフレットを配布し、啓発活動を行いました。「どならない子育て」と題して講演会を開催しました。	—	○	【子育て支援課:○】市内の広範囲に向けた普及啓発活動を実施することができたため。	継続	引き続き、虐待防止に向けた普及活動を実施していきます。
					健康増進課	出生届け出後のこども手帳配布時に、愛のムチゼロ作戦のチラシを用い啓発しました。母子健康手帳発行時や乳幼児健診、電話相談などで虐待状況を聞き取った際には、児への影響を伝え子育て支援課に相談できるようつなげています。パパママルームで揺さぶられっ子症候群について啓発しました。	—		【健康増進課:○】こども手帳配布時にチラシでの啓発を行い、各事業において虐待状況の聞き取りをした際に子育て支援課への相談や当課による事業で支援を行ったため。	継続	チラシを用いた啓発を全数に行います。その他、母子と関わる際に虐待状況の確認、子育て支援課との連携をしていきます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	②養育支援訪問事業	養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課	(育児・家事援助) 養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行いました。 ・訪問延人数:4人	有	△	【子育て支援課:△】 支援が必要な家庭に対し、電話や窓口などにおいて相談、指導、助言を実施したものの、訪問による支援は4人であったため。	継続	引き続き、支援が必要な家庭に対し、育児・家事援助を実施していきます。 家庭支援等に関するニーズを把握し、必要な取組を検討していきます。
					健康増進課	(専門的相談支援) 各種母子保健事業を通して、虐待予防の観点から実情を把握し、必要な家庭には訪問をし、支援を実施しました。また、各種相談・健康診査未受診者へは、受診につながるよう電話連絡や家庭訪問を実施し、家庭状況や子どもの状況が把握できないときには、居所不明児として、子育て支援課などへ情報提供を行い、各関係部署において対応しました。 ・訪問延人数:10人	有		【健康増進課:○】 養育環境の確認が必要な家庭に対し、保健師が必要に応じて訪問支援を行ったため。	継続	家庭との関わりの中で居宅における支援が必要な場合は訪問し、相談・指導・助言などを行います。
4	2.	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(通称CANPY)を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。 職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、相談支援体制を充実していきます。	子育て支援課	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実を図りました。 ・代表者部会:1回 ・実務者部会全体会:2回 ・実務者部会:12回(※1) ※1:新型コロナウイルス感染症対策として6、9、12、3月を除いて書面にて開催。	—	○	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会において、関係機関と情報を共有し、支援方法の検討などを行うことで、連携強化や相談体制などの機能充実を図ることができたため。	継続	必要な情報を精査し、部会において講演会を開催するなど、関係機関と情報を共有し連携を図り、さらに機能の充実に努めます。
4	2.	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	④助産施設入所措置	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。	子育て支援課	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦からの相談があった際に備えて、助産施設入所支援体制を整えることが出来ました。	—	○	相談があった際に備えて、助産施設入所支援体制を整えることができたため。	継続	引き続き、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。
4	2.	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	⑤子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども及び妊産婦に関する実状の把握、情報の提供、調査、指導、関係機関との連絡調整といった、支援を一体的に担うための機能を有する拠点を整備します。	子育て支援課	令和3年4月1日から設置している四街道市子ども家庭総合支援拠点の運営にあたり、関係機関と連携して支援を行いました。	—	○	【子育て支援課:○】 令和3年4月1日から設置している四街道市子ども家庭総合支援拠点の運営にあたり、関係機関と連携して支援を行うことができたため。	継続	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を有する「こども家庭センター」設置に向け準備を開始し、一体的な支援が提供できる体制をつくります。
					健康増進課	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っている現状を、子育て支援課に伝え、子ども家庭総合支援拠点の運営における情報提供をしました。	—		【健康増進課:○】 子ども家庭総合支援拠点運営のために情報提供できたため。	継続	子ども家庭総合支援拠点と連携を図り、今後も情報提供を行います。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(4)子どもの貧困対策の推進	①子どもの貧困対策の推進	子どもの生活実態の把握を行い、関係課が連携して子どもの貧困対策に取り組みます。また、地域で活動する団体などとも連携を図りながら、子どものサポート体制を構築します。	社会福祉課	生活困窮者自立支援法に基づき、くらしサポートセンター「みらい」と協力・連携し毎月1回、庁内の関係部署、関係機関などが参画して、合議体形式による生活困窮者自立支援調整会議を開催しました。	—	○	【社会福祉課：○】令和4年度までは縮小規模の開催であったが、令和5年度より通常規模で開催したため。	継続	引き続き令和5年度と同様の規模で開催していく予定です。多くの関係機関が集まるため、密な連携が図れます。
					子育て支援課	庁内連絡会議を開催し、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況を確認しました。子どもの貧困に関する実態調査(子どもの生活状況調査)を実施しました。	—		【子育て支援課：○】子どもの生活状況調査を実施し、市内の実態について把握することができたため。	継続	子どもの貧困対策推進計画としての位置付けを持つ、四街道市こども計画を策定します。
					健康増進課	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っている中で、生活の実態を把握し、生活が困窮している場合は、関係部署に情報提供し、一緒に支援しました。	—		【健康増進課：○】実態を把握し、支援に繋げることができたため。	継続	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っている中で、情報を得た場合には関係部署と連携を取り、支援します。
					学務課	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等・給食費の援助を行いました。また制度の周知として、年2回市内各小中学校の全児童生徒に制度案内を配付しました。 《児童》 ・学用品費等:327人、7,697,749円 ・給食費:303人、13,444,243円 《生徒》 ・学用品費等:175人、11,038,226円 ・給食費:168人、9,263,589円	—		【学務課：○】四街道市就学援助費支給規則に基づき適切に業務を遂行し、保護者の経済的負担が軽減されたことにより、児童生徒を安心して就学させることができたため。	継続	今後とも経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等・給食費の援助を行います。
					指導課	市内小中学校、市教育委員会、関係課が連携しながら、相談の内容に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用することができました。	—		【指導課：○】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用すると共に、関係課等と連携した対応ができたため。	拡大	スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を増加させ、多岐にわたる相談に対応できる体制を整えます。
					青少年育成センター	スクールソーシャルワーカーを中心に、各関係課、関係機関と連携し、子どものサポート体制の構築を図りました。	—		【青少年育成センター：○】相談案件により、各関係課、関係機関に適切につなぎ、協力して支援することができたため。	継続	相談内容が多様化、複雑化していることから、更に関係機関との連携強化の構築を図っていきます。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
4	2.	(5)外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	①外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	窓口や保育施設等において利用者の言語に配慮した案内を行う等の、それぞれの事情に応じた丁寧な支援を推進します。 また、外国にルーツをもつ児童生徒について、言語・文化等の相違に対応するため、関係機関等と連携を図り、協働しながら、児童生徒・保護者への包括的な支援体制を構築します。	子育て支援課	窓口において、利用者の言語に配慮した案内を行いました。 翻訳機を活用しながら、相談手続等で窓口を訪れた外国人との円滑かつ正確な意思疎通を行うことができました。	—	○	【子育て支援課：○】 翻訳機を活用しながら意思疎通を図ることができたため。	継続	利用者に寄り添った案内を検討・実施します。
					保育課	窓口や保育施設等において利用者の言語に配慮した案内を行う等の、それぞれの事情に応じた丁寧な支援をすることができました。 また、関係機関等と連絡を図り、協働しながら、児童生徒・保護者への包括的な支援を行うことができました。	—		【保育課：○】 計画どおり事業を実施することができたため。	継続	継続して保護者に寄り添った支援を実施していきます。
					健康増進課	外国語版の母子健康手帳や予防接種予診票、ニーズの多いベルシャ語の健診問診票を準備し対応しました。また、出来る限り、寄り添い相談支援を実施しました。	—		【健康増進課：○】 外国にルーツを持つ子ども・家庭に支援を実施できたため。	継続	翻訳機や優しい日本語を活用し、今まで以上にコミュニケーションを図り支援しやすい体制を整えます。
					学務課	外国人児童生徒コミュニケーション支援事業では、国際理解に関して見分が深い方を講師として招き、市内の教職員を対象に外国籍児童生徒の文化の理解を深めるための研修会を市内小学校において実施しました。また、文部科学省の外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣事業を活用し、外国にルーツを持つ児童生徒への段階的な日本語指導の進め方について研修を実施するとともに、モデル校にて日本語指導担当者連絡協議会を開催し、情報の共有・交換を行いました。また、入学予定の外国籍児童保護者等に通訳者を派遣しました。さらに、市内で共通する保護者宛ての文書を4つの言語(英語、タリ一語、中国語、タガログ語)に翻訳を行いました。 学校支援職員派遣事業では、学校の要請に応じて語学指導員を派遣しました。特にベルシャ語圏の語学指導員の確保が困難な中でしたが今年度から新たに1名雇用し、中国語と合わせて6名の語学指導員で日本語指導が必要な児童生徒へ学習支援や学校生活への支援を行うことができました。引き続き関係機関と連携を図りながら人材確保に努めていきます。	—		【学務課：○】 計画した事業を概ね行うことができたため。	継続	・語学指導員等の人材の継続的な確保。 ・校内支援体制の構築、効果的な指導・評価の全校実施に向け、モデル校での実践等を市内学校全体へ広める。 ・日本語指導担当者連絡協議会を開催し、日本語指導に関する教員の資質能力向上を図る。

四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 令和5年度実績

基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり
基本施策1. 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

◎ 0施策
△ 12施策
○ 1施策
× 0施策

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載（各担当課の評価は「評価の根拠」に記載）

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果			②令和6年度予定		
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
5	1.	(1)子育てしやすい環境	①道路バリアフリー事業	誰もが安心して道路を利用できるよう、段差が少なく幅員の広い歩道の整備を計画的に推進します。	土木課	千代田団地のバリアフリー工事(10箇所)を実施しました。	—	○	【土木課：○】 予定していた工事の実施を行ったため。	継続	引き続き、バリアフリー事業を推進していきます。
					市街地整備課	令和5年度はバリアフリー事業として実施した事業がありませんでした。	—		【市街地整備課：○】 バリアフリー事業として、実施した事業がなかったため。	継続	引き続き道路整備を進めていく際は、バリアフリーも配慮し、事業を進めていきます。
5	1.	(1)子育てしやすい環境	②市内バス路線サービスの充実	バス路線の確保・維持に向け、事業者に働きかけを行うとともに、多くの方にバスを利用していただくために、市内バス路線の周知・啓発を行います。	政策推進課	バス事業者等との協議・調整及び要望活動を行いました。また、市内循環バス「ヨッピー」を運行するバス事業者に対し、運行経費から運賃収入を控除した額の補助を行い、周知チラシ、時刻表配布等のPRによる利用促進を行いました。	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	引き続き、市内のバス路線の確保・維持のため、バス事業者等との協議・調整及び要望活動を行うとともに、市民の利便性向上、交通不便地域を解消するため、市内循環バス「ヨッピー」を運行するバス事業者に対して、補助金交付による支援を行います。 また、時刻表配布等の利用促進を行います。 令和6年度からくらし安全交通課が所管します。
5	1.	(1)子育てしやすい環境	③利用しやすい公共施設の整備	小さな子どもを抱えた保護者などが利用しやすい公共施設の整備を推進します。 授乳室やベビーコーナー、キッズスペースなどの整備については、新庁舎建設計画、公共施設再配置計画等の中で設置を検討します。	管財課	新庁舎建設の設計で、授乳室や、キッズスペースの設置を計画をしており、令和5年度は新庁舎の建設を進めました。	—	○	【管財課：○】 令和4年度に庁舎整備工事に着工しており、新築棟開庁時に(令和6年度)には、授乳室や、キッズスペースなどの設置を見込んでいるため。	継続	新庁舎には小さな子どもを抱えた保護者などが利用しやすい授乳室や、キッズスペースなどが設置されます。
					社会福祉課	福祉センター及びびわろうべの里は授乳室やキッズスペースを完備しています。	—		【社会福祉課：○】 授乳室やキッズスペースを完備しているため。	継続	現在の設備を維持・管理します。
					社会教育課	公民館では、授乳室の整備はないものの個別の要望に対し、館長室を提供しています。なお、おむつ交換台は全館設置しています。	—		【社会教育課：△】 おむつ交換台は全館に設置していますが、授乳室等の設置は難しい状況です。	継続	授乳室等の設置は、余部屋等がなく新たに設置することは難しい状況です。
					スポーツ青少年課	安心安全を最優先に、市民のスポーツ活動の場を確保するために各施設の緊急的な修繕、機器の更新を実施しました。また、指定管理者との綿密な打ち合わせを実施し、可能な限り利用しやすい施設の提供に努めました。	—		【スポーツ青少年課：○】 修繕等が必要となった場合、適期予算措置を講ずるなどして、体育施設の環境整備に努めました。	継続	施設の老朽化が進行しているため、緊急性を考慮し、施設整備に努めます。
					図書館	児童室女子トイレ(洋式)の便座を親子便座に交換、同トイレ(和式)を洋式便器に交換する修繕を行いました。 おはなしのへやの壁紙修繕を行いました。	—		【図書館：○】 来館する子どもや保護者の安全、快適さに配慮した施設の修繕を行うことができたため。	継続	利用者が安全・快適に利用できるよう施設の修繕を行います。
5	1.	(1)子育てしやすい環境	④外出しやすい環境の整備	授乳やおむつ替えができる公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報提供を行います。また、移動式赤ちゃん休憩室を市主催イベントで活用するほか、外部団体にも貸し出しを行い、乳幼児連れの親子が、授乳やおむつ替えの心配をせず、安心して外出できる環境を整えます。	子育て支援課	授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の登録施設の随時募集及び登録した施設をホームページで掲載し情報提供を行いました。 ・登録数：14か所(うち、新規登録0か所)	有	△	公表することで乳幼児を抱える保護者の外出促進を図ることが出来たが、新規登録施設を増やすことができなかったため。	継続	民間の施設に対して登録を働きかけるとともに、効果的な周知を図ります。
5	1.	(1)子育てしやすい環境	⑤三世代同居・近居への支援	子育て環境の向上のため、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に、住宅取得の費用の一部を補助します。	建築課	子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に住宅取得等(購入・新築)の費用に対して補助金(補助率1/2、上限100万円)を交付しました。	—	○	親世帯と子世帯が互いに協力できる環境づくりを促進できたため。	継続	令和5年度から事前相談、事後補助申請を開始し、制度を利用しやすくしています。フラット35優遇措置の利用も可能になりました。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
5	1.	(2)身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進	幼児から高齢者までの幅広い層を対象に、交通安全教室を開催し、交通安全知識を習得できるように努めます。 市民への交通安全意識の向上と交通安全思想の普及を目的に、警察署、地域などと協力・連携を図り、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を展開します。	自治振興課	保育所(園)、幼稚園、小中学校等を対象に交通安全教室を実施しました。 ・保育所(園):21回、765人 ・幼稚園:5回、284人 ・小学校:45回、2715人 ・中学校:5回、612人 ・高等学校:3回、1513人 ・その他PTA等:3回、95人	有	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	引き続き、市内の各教育機関等の交通安全教育を行い、市民の交通安全意識の向上に努めていきます。 令和6年度からくらし安全交通課が所管します。
5	1.	(2)身近な安全の強化	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」をめざし、警察署、関係機関・団体などとの協力・連携のもと、積極的に普及啓発活動を展開します。	自治振興課	チャイルドシートの安全性や重要性について周知啓発に努めました。	—	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	引き続き、チャイルドシートの安全性や重要性について周知啓発に努めていきます。 令和6年度からくらし安全交通課が所管します。
5	1.	(2)身近な安全の強化	③交通安全対策の推進	学校・地域などから要望があった信号機、横断歩道等の交通安全施設について、警察署を通じ公安委員会へ設置要望を行い、警察署等と協議しながら、整備・充実を図ります。 また、市内道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、ガードレールやカーブミラーの設置などを行います。	自治振興課	区・自治会から、信号機、横断歩道の設置要望があった場合、四街道警察署を通じて千葉県公安委員会並びに千葉県警察本部へ設置要望を行いました。	—	○	【自治振興課:○】 計画どおり事業を実施することができたため。	継続	交通安全施設の設置要望等は、交通事故を未然に防ぐためには、必要不可欠な事業であるため、引き続き要望します。 令和6年度からくらし安全交通課が所管します。
					土木課	通学路合同点検で検証した危険箇所や自治会等からの交通安全施設要望箇所に路面標示等の交通安全施設を設けました。	—	○	【土木課:○】 通学路合同点検で検証した危険箇所や自治会等からの要望に対する交通安全施設整備を6割以上実施しているため。	継続	引き続き、交通安全施設の整備・充実を図ります。
5	1.	(2)身近な安全の強化	④消費者教育の推進	子どもたちが将来、賢い消費者となるために、子ども消費者教室などを開催し、より多くの児童の参加を促進します。	産業振興課	イトーヨーカ堂の協力で「お仕事体験ツアー」を実施し、商品が消費者の手に安全に届くまでの流通の仕組みを学びました。	—	○	計画通りの事務を実施することができたため。	継続	子ども向けの消費者教室を開催するなど、より多くの児童の参加を促進します。
5	1.	(2)身近な安全の強化	⑤「こども110番の家」の充実	「こども110番の家」活動の周知・普及を図るとともに、各学校PTAや事業所などの主体的活動を促進し、各小学校・中学校の協力体制の充実を図ります。地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪の抑止効果を図るため、子ども会や婦人会中学校区連絡協議会等と連携し「こども110番の家」プレートの設置の拡大に努めます。	青少年育成センター	「こども110番の家」活動の推進については、大日小学校で実施した対応訓練の様子を市ホームページに掲載し、市民への周知を図りました。なお、協力家庭数が若干前年度末より減少している主な理由は、高齢のため辞退したいとの希望をされる方が増えたためです。 ・3月31日時点の協力家庭件数:2,834件	有	○	辞退件数は年々増加傾向にあるが、協力家庭件数は横ばいであるため。	継続	新規加入の増加を図るため、公式ラインの拡充を推進していきます。
5	1.	(2)身近な安全の強化	⑥防犯対策の推進	市防犯協会及び区・自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施するとともに、区・自治会などによる夜間防犯パトロールが、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。 市内に設置している防犯カメラの効果的な運用に努めます。	自治振興課	市民安全パトロール隊、防犯指導員及び区・自治会における防犯団体等による防犯活動への支援並びに防犯に関する情報提供に努めました。 ・市民安全パトロール隊による青色回転灯装備車を活用したパトロール実施回数:年715回 ・自主防犯団体及び警察による合同パトロール実施回数:年27回	有	○	計画どおり事業を実施することができたため。	継続	引き続き、安全で犯罪のない社会の実現のため、関係機関や地域の住民等と協力した安全・防犯対策を実施する必要があります。 令和6年度からくらし安全交通課が所管します。
5	1.	(2)身近な安全の強化	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上	防犯・防災・安全に関する学習機会づくりなどにより、意識の向上を図ります。 不審者対応を目的とした防犯教室の開催や、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、子どもたちの防犯・防災に対する意識の向上と、危機回避能力の育成に努めます。 また、情報に関する安全教育の観点からも情報モラル教育を充実強化します。	指導課	防災教育については、各校や地域の実態に合わせて、さまざまなケースを想定した避難訓練を実施し、児童生徒の防災に対する意識及び実践力の向上につながりました。 ・避難訓練実施延回数:小学校84回、中学校17回 ・不審者対応訓練実施校:小・中学校16校 ・4月に全小中学校の教頭と情報主任を対象とした教育ネットワーク会議を開催、8月に情報大学の教授を講師として招き、情報モラル研修を行いました。	—	○	計画していた事業を実施することができたため。	継続	多様な状況に対応した訓練を実施し、児童生徒の安全に対する意識向上を図ります。 市主催の情報教育研修会を通じて、情報モラルを含む情報活用能力育成のための指導力向上を図ります。

第2期こどもプラン掲載内容						①令和5年度成果				②令和6年度予定	
基本方針	基本施策	取組内容	施策	事業内容	担当課	実施状況	数値目標	※ 評価	評価の根拠	方針	課題・方向性
5	1.	(2)身近な安全の強化	⑧不審者情報の提供	四街道市メール配信サービス「よめーる」による不審者情報のメール配信を行い、注意喚起を呼び掛けます。 また、通学路危険箇所（不審者出没箇所）の調査を実施し、教育関係機関、地域、家庭と危険箇所の情報共有に努めます。	青少年育成センター	不審者情報の確認等を四街道警察署と連携して行い、関係機関へ迅速に配信したことにより、市内各小中高等学校への迅速かつ正確な情報提供ができ、状況によって、学校から家庭へのメール配信につながりました。 また、不審者への犯罪抑止効果や児童生徒への注意喚起を目的に、青色回転灯装着車両を使用し不審者出没箇所への巡回および不審者出没危険箇所への予防巡回を実施しました。 また、市民への周知が必要なものについては「よめーる」を配信し、市ホームページ不審者マップへの掲載を行いました。 これらの取組の結果、学校と保護者及び地域が連携して児童生徒の安全確保に努めることが可能となりました。	—	○	不審者情報を教育関係機関や市民に注意喚起を呼び掛けることができたため。	継続	引き続き教育関係機関や市民に不審者情報の提供を行っていきます。